

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税の賦課 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、個人住民税の賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和3年4月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課
②事務の概要	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、中間サーバー、コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条) 番号法第9条第2項に基づく条例 番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条第2号)、2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第2条第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号)、3の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第3条第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号)、4の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第4条第2号)、6の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第6条第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号及び第11号)、8の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号及び第2号)、9の項、11の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1号)、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第3号)、18の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条第1号及び第2号)、23の項、26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号)、27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第1号、第3号及び第8号)、28の項、29の項、31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号)、34の項、35の項、37の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第23条第1号)、39の項、40の項、42の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号)、48の項、54の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第28条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号)、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第34条第1号及び第2号)、64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条第3号)、65の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第36条第1号及び第2号)、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号及び第2号)、80の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号)、84の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、91の項、92の項、94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第10号及び第11号)、97の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第49条第1号及び第2号)、101の項、102の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第50条第2号、第3号、第4号及び第5号)、103の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第51条第4号、第7号及び第13号)、106の項、107の項、108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号、第3号及び第4号)、113の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第58条第1号及び第2号)、114の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条第1号)、115の項、116の項、117の項、120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	課税課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市下高津1-20-35 029-826-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土浦市 総務部 課税課 茨城県土浦市下高津1-20-35 029-826-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]